

公 職 選 挙 法

(文書図画の掲示)

第143条

1～15 (省略)

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。)の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5《後援団体に関する寄附等の禁止》第1項に規定する後援団体(以下この項において「後援団体」という。)の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
- 二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの(公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内に掲示されるものを除く。)
- 三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会(以下この号において「演説会等」という。)の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの
- 四 第14章の3《政党その他の政治団体等の選挙における政治活動》の規定により使用することができるもの

17～18 (省略)

19 第16項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- 一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
- 二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該通常選挙の期日までの間
- 三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間
- 四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙(第三十三条の二《衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙》第三項から第五項までの規定によるものを除く。次号において同じ。))を除く。))又は補欠選挙(同条第三項から第五項までの規定によるものに限る。))にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
- 五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙(第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。))にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同

選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条《地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等》第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

（文書図画の撤去）

第147条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 一 第143条《文書図画の掲示》、第144条《ポスターの数》又は第164条の2《個人演説会等の会場の掲示の特例》第2項若しくは第4項の規定に違反して掲示したもの
- 二 第143条第16項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第19項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第16項の規定に該当するもの
- 三 第143条の2《文書図画の撤去義務》の規定に違反して撤去しないもの
- 四 第145条《ポスターの掲示箇所等》第1項又は第2項（第164条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して掲示したもの
- 五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの

（選挙運動に関する各種制限違反、その一）

第243条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一～五 （省略）

五の二 第147条《文書図画の撤去》の規定による撤去の処分（同条第1号、第2号又は第5号に該当する文書図画に係るものに限る。）に従わなかつた者

以下 （省略）

（選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第252条 この章に掲げる罪（第236条の2第2項、第240条《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第242条《選挙事務所の設置届出及び表示違反》、第244条《選挙運動に関する各種制限違反、その二》、第245条《選挙期日後のあいさつ行為の制限違反》、第252条の2《推薦団体の選挙運動の規制違反》、第252条の3《政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反》及び第253条《選挙人等の偽証罪》の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪（第253条の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

以下 （省略）